

太子町 産婦人科医師修学資金等貸与事業

募集

現在、医師を目指す高校生・大学生・研修生のうち、将来、産婦人科医師として太子町で勤務する考えのある方を募集します。



修学資金

- ・月額50万円×12月×最大6年
(年額600万円)

研修資金

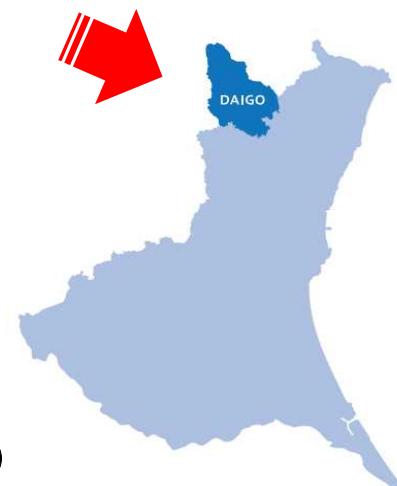
- ・月額10万円×12月×最大5年
(年額120万円)

募集期間

令和7年7月25日(金)～令和7年12月22日(月)

面接日

令和8年1月(予定)



※太子町は茨城県の最北西端に位置し、北から東にかけては福島県(棚倉町・矢祭町)と常陸太田市、南は常陸大宮市、西は栃木県(那珂川町・大田原市)と接しています。

※医師不足や高齢化、診療科の不足に対応し、水郡医師会と連携し、地域医療体制の維持・充実にむけた取組を行っています。令和3年度から、医師修学資金貸与事業を開始しています。



【問合せ】

〒319-3526 茨城県久慈郡太子町大字太子1846 太子町役場 健康こども政策課 健康増進担当
☎0295-72-6611 ☒kenkou01@town.daigo.lg.jp

産婦人科医師修学資金貸与事業

項目	内容
対象者	将来、町内の医療機関において産婦人科又は産科において分娩を取り扱う医師として勤務しようとする医学生を対象とします。
募集期間	令和7年7月25日（金）～令和7年12月22日（月）
募集人数	1名程度
貸与額	月額50万円、入学金相当額は300万円を上限とします。 （年600万円／6年計3,600万円）
貸与期間	正規の修学期間（最大6年間） 医学部在学学生（2、3年生等）も申込み可能です。
返還免除の条件	町内医療機関の産婦人科又は産科において分娩を取り扱う医師として勤務し、従事期間が10年に達したとき。
修学資金の返還	上記の返還免除の条件を満たさない場合は、修学資金を一括して返還しなければなりません。 なお、返還に当たっては利息（10%）が加算されます。
その他	修学資金の貸与、返還及び返還免除の詳細については「産婦人科医師修学資金貸与事業のしおり」をご確認ください。

産婦人科医師研修資金貸与事業

項目	内容
対象者	将来、町内の医療機関において産婦人科又は産科において分娩を取り扱う医師として勤務しようとする臨床研修医を対象とします。
募集期間	令和7年7月25日（金）～令和7年12月22日（月）
募集人数	1名程度
貸与額	月額10万円 （年120万円／5年計600万円）
貸与期間	臨床研修医2年以内、産科の専門研修3年以内
返還免除の条件	町内医療機関の産婦人科又は産科において分娩を取り扱う医師として勤務し、従事期間が10年に達したとき。
修学資金の返還	上記の返還免除の条件を満たさない場合は、研修資金を一括して返還しなければなりません。 なお、返還に当たっては利息（10%）が加算されます。
その他	返還免除時に所得税の申告が必要となります。課税額は給与所得や扶養控除額などによって決定されるため、税務署に問い合わせてください。 研修資金の貸与、返還及び返還免除の詳細については「産婦人科医師研修資金貸与事業のしおり」をご確認ください。